

令和8年8月から 高額療養費制度が見直されます



高額療養費制度とは

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。

公的医療保険制度の持続可能性の確保
高額療養費の上限額が変わります
月単位の自己負担について、将来にわたり制度を維持するため、医療費の伸びや所得に応じてご負担いただきます。ご理解をお願いいたします。

高額療養費制度の上限額 (令和8年8月から令和9年7月まで)

※高額療養費制度の見直しは令和8年度と令和9年度の2段階にわけて実施します。
下の表は令和8年8月から令和9年7月までの内容です。令和9年8月以降の見直しについては、厚生労働省ウェブサイトをご参照ください。

適用区分		年収目安	入院＋外来【月額上限】 (世帯ごと) (多数回該当)	入院＋外来【年間上限】 (世帯ごと)	外来 (個人ごと) ※70歳以上のみ
70歳未満	70歳以上				
区分ア	現役並みⅢ	約1,160万円～	270,300円＋1% <140,100円>	1,680,000円	—
区分イ	現役並みⅡ	約770万円～ 約1,160万円	179,100円＋1% <93,000円>	1,110,000円	—
区分ウ	現役並みⅠ	約370万円～ 約770万円	85,800円＋1% <44,400円>	530,000円	—
区分エ	一般Ⅰ・Ⅱ	～約370万円	61,500円 <44,400円(※1)>	530,000円(※2)	月額上限 22,000円 (年間上限 21.6万円)
区分オ	—	住民税非課税 【70歳未満】	36,900円 <24,600円>	290,000円	—
—	住民税非課税世帯Ⅱ	住民税非課税 【70歳以上】	25,700円 <24,600円>	290,000円	月額上限 11,000円 (年間上限 9.6万円)
—	住民税非課税世帯Ⅰ	一定所得以下 (年収入約80万円以下など) 【70歳以上】	15,700円	180,000円	月額上限 8,000円

※1 年収約200万円未満である者は、令和9年8月以降、多数回該当の金額が引き下がる(44,400円→34,500円)。
※2 年収約200万円未満であることが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。

ひと、くらし、あらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare
なお、今回の見直しの背景等に関するご質問等は、
厚生労働省コールセンター ☎0120-617-111 においても承っております。
※対応時間：月曜日～土曜日 9時～18時(日曜日・祝日・年末年始は休業) ※運用期間：令和8年7月～令和9年3月
詳しくはこちら

国民健康保険にご加入されている皆さんへ 資格情報のお知らせ・資格確認書について

70歳以上のマイナ保険証をお持ちの人には
資格情報のお知らせが届きます！



マイナ保険証をお持ちでない人には
資格確認書が届きます！



医療機関・薬局でご提示いただくのは
以下のいずれかです。お手元にあるかをご確認ください。



医療機関・薬局の受付で提示するもの

マイナ保険証



マイナ保険証をお持ちの人は
マイナ保険証をご利用ください

資格確認書をお使いの人も、利用登録いただければ、マイナ保険証の利用が可能です。

資格確認書



マイナ保険証をお持ちでない人は
資格確認書をご利用ください

マイナ保険証の利用登録していない場合も、医療機関・薬局でマイナンバーカードがあれば、その場で登録できます。

- ### マイナ保険証にはこんなメリットがあります！
- ✓ 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
 - ✓ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
 - ✓ 救急現場で、搬送中の適切な応急処置や病院の選定などに活用される

マイナ保険証についてもっと知りたい人はこちら

マイナンバー
0120-95-0178
5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。
受付時間(年末年始を除く) 平日:9時30分～20時00分
土日祝:9時30分～17時30分



ひと、くらし、あらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare